

令和5年4月18日開会

令和5年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和5年4月臨時会議議案

(1)

## 議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第1号	令和5年度宮古市一般会計補正予算（第2号）
議案第2号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
議案第3号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
議案第4号	宮古市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例

議案第1号

令和5年度宮古市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度宮古市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ313,319千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,056,944千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和5年4月18日提出

宮古市長 山本正徳

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

### 1 歳 入

会 計	一般会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		4,497,944	228,037	4,725,981
	2 国庫補助金	1,627,358	228,037	1,855,395
16 県支出金		2,047,687	3,185	2,044,502
	2 県補助金	622,078	3,185	618,893
19 繰入金		2,752,709	248,419	3,001,128
	1 基金繰入金	2,752,709	248,419	3,001,128
21 諸収入		713,475	159,952	553,523
	4 雑入	351,340	159,952	191,388
補正されなかった款項にかかる額		23,731,810		23,731,810
** 歳 入 合 計 **		33,743,625	313,319	34,056,944

### 2 歳 出

会 計	一般会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		9,795,342	338,194	10,133,536
	1 社会福祉費	5,238,778	269,620	5,508,398
	2 児童福祉費	3,198,378	68,574	3,266,952
10 教育費		3,389,459	24,875	3,364,584
	2 小学校費	821,986	14,742	807,244
	3 中学校費	468,815	10,133	458,682
補正されなかった款項にかかる額		20,558,824		20,558,824
** 歳 出 合 計 **		33,743,625	313,319	34,056,944

第2表 繰越明許費

(単位・千円)

款	項	事業名	金額
9 消 防 費	1 消 防 費	消 防 車 両 整 備	24,600
合 計			24,600

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項		一般会計 15 国庫支出金 2 国庫補助金				
目				補正前の額	補正額	計
1		総務費国庫補助金		32,188	170,284	202,472
2		民生費国庫補助金		143,871	58,484	202,355
6		教育費国庫補助金		49,656	731	48,925
** 計 **				1,627,358	228,037	1,855,395

会計 款 項		一般会計 16 県支出金 2 県補助金				
目				補正前の額	補正額	計
8		教育費県補助金		23,812	3,185	20,627
** 計 **				622,078	3,185	618,893

会計 款 項		一般会計 19 繰入金 1 基金繰入金				
目				補正前の額	補正額	計
1		財政調整基金繰入金		777,892	268,648	1,046,540
2		市勢振興基金繰入金		685,379	20,229	665,150
** 計 **				2,752,709	248,419	3,001,128

会計 款 項		一般会計 21 諸収入 4 雑入				
目				補正前の額	補正額	計
5		雑入		351,336	159,952	191,384
** 計 **				351,340	159,952	191,388

節		金額	説明	
区分				
5	新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	170,284	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	170,284
10	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	58,484	低所得子育て世帯生活支援特別給付金	58,484
3	特別支援教育就学奨励	731	特別支援教育就学奨励費	731

節		金額	説明	
区分				
2	被災児童生徒就学援助	3,185	被災児童生徒就学援助	3,185

節		金額	説明	
区分				
1	財政調整基金繰入金	268,648	財政調整基金繰入金	268,648
1	市勢振興基金繰入金	20,229	市勢振興基金繰入金	20,229

節		金額	説明	
区分				
11	雑入	159,952	学校給食費実費徴収金	159,952

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	一般会計 3 民生費 1 社会福祉費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 社会福祉総務費	1,834,479	269,620	2,104,099	170,284			
		** 計 **	5,238,778	269,620	5,508,398	170,284			

会計 款 項	一般会計 3 民生費 2 児童福祉費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		2 児童措置費	1,872,996	68,574	1,941,570	58,484			
		** 計 **	3,198,378	68,574	3,266,952	58,484			

会計 款 項	一般会計 10 教育費 2 小学校費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		2 教育振興費	263,614	14,742	248,872	468	1,872		11,934
		** 計 **	821,986	14,742	807,244	468	1,872		11,934

会計 款 項	一般会計 10 教育費 3 中学校費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		2 教育振興費	174,310	10,133	164,177	263	1,313		8,295
		** 計 **	468,815	10,133	458,682	263	1,313		8,295

会計 款 項	一般会計 10 教育費 5 保健体育費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		3 学校給食費	560,045		560,045				159,952
		** 計 **	876,573		876,573				159,952

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
99,336	10 需用費	1,700	消耗品費 600 印刷製本費 1,100
	11 役務費	4,920	通信運搬費 3,900 手数料 1,020
	12 委託料	2,000	価格高騰重点支援給付金システム作成業務委託料 1,400 価格高騰重点支援給付金確認書等発送業務委託料 600
	19 扶助費	261,000	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 261,000
99,336			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
10,090	10 需用費	728	消耗品費 650 印刷製本費 78
	11 役務費	346	通信運搬費 214 手数料 132
	18 負担金補助及び交付金	67,500	子育て世帯生活支援特別給付金 67,500
10,090			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
468	19 扶助費	14,742	学校給食費 13,806 特別支援教育就学奨励費 936
468			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
262	19 扶助費	10,133	学校給食費 9,608 特別支援教育就学奨励費 525
262			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
159,952			(財源補正)
159,952			

(参考)

令和5年度繰越明許費繰越調書

(単位・千円)

款	科			目		事業名	歳出 予算額	年度内支出 (見込)額	不用額	翌年度 繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳			一般財源
	項	目	節	未収入特定財源	国県支出金							地方債	その他		
9 消防費	1 消防費	3 消防施設費	17 備品購入費			消防車両整備	24,600			24,600			24,600		
			計				24,600			24,600			24,600		

## 議案第2号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免に関する条例（令和2年宮古市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第2条 令和元年度分から令和4年度分までの国民健康保険税のうち、令和2年2月1日から<u>令和5年12月31日</u>までの間に普通徴収の納期の末日（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものについては、次の各号のいずれかに該当する場合は、国民健康保険税の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を減免するものとする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第3条 前条の規定による国民健康保険税の減免を受けようとする者は、<u>令和5年11月30日</u>までに、減免を受けようとする事由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第2条 令和元年度分から令和4年度分までの国民健康保険税のうち、令和2年2月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期の末日（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものについては、次の各号のいずれかに該当する場合は、国民健康保険税の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を減免するものとする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第3条 前条の規定による国民健康保険税の減免を受けようとする者は、<u>市長の指定する日</u>までに、減免を受けようとする事由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年4月18日提出

宮古市長 山本正徳

### 理由

新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置付ける方針が示されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免を令和4年度分までをもって終了しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

### 議案第3号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免に関する条例（令和2年宮古市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料の減免)</p> <p>第2条 令和2年度分から令和4年度分までの保険料のうち、令和2年4月1日から令和5年5月31日までの間に普通徴収の納期の末日（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものについては、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険料の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を減免するものとする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第3条 前条の規定による保険料の減免を受けようとする者は、令和5年9月30日までに、減免を受けようとする事由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第2条 令和2年度分から令和4年度分までの保険料のうち、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期の末日（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものについては、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険料の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を減免するものとする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第3条 前条の規定による保険料の減免を受けようとする者は、市長の指定する日までに、減免を受けようとする事由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年4月18日提出

宮古市長 山本正徳

#### 理由

新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置付ける方針が示されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する介護保険料の減免を令和4年度分までをもって終了しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第 4 号

### 宮古市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例

宮古市学校給食の実施に関する条例（令和 4 年宮古市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(学校給食費の納付) 第 5 条 〔略〕 <u>2 前項の規定にかかわらず、児童及び生徒の保護者等 が負担する学校給食費は、無償とする。</u> <u>3</u> 〔略〕	(学校給食費の納付) 第 5 条 〔略〕 <u>2</u> 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の宮古市学校給食の実施に関する条例第 5 条第 2 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

令和 5 年 4 月 1 8 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

### 理由

児童及び生徒の保護者等の経済的な負担の軽減を図るため、学校給食費を無償にしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。